



一般社団法人

茨城県保険医協会

出版物のご案内

2024年7月発行

労災診療・交通事故診療の手引

2024年6月版

全国保険医団体連合会発行 B5判 88ページ
会員価格 1,200円(定価 1,500円) ※税・送料込み

図表を多用してわかりやすく解説!!

- ◆労災の「非指定医療機関」にとっては、労災点数の請求方法、点数の構造などは馴染みがなく、そのために苦手意識が先に立ち、ハードルが高くなってしまっていることがあります。実際、労災点数の仕組みがわからず、いざ労災の患者が受診された際に、右往左往してしまうこともあるようです。
- ◆本書では、表や様式をできるだけ掲載するなどして、わかりやすくまとめています。
- ◆また、労災医療のほか、交通事故(自賠責など)の請求についてもまとめており、医療事務者必携の書です。

■主な内容■

- ・労働者災害補償保険
- ・公務員災害補償
- ・交通事故医療費の請求
- ・自賠責保険・共済
診療報酬明細書記載要領
(入院外)(新基準)
- ・自動車事故の重度後
遺障害者介護料支給事業

連絡先：一般社団法人 茨城県保険医協会

〒300-0038 茨城県土浦市大町 12-31

TEL029(823)7930 FAX029(822)1341 E-mail:info@ibaho.jp

注文書

切り取らずこのままFAX029-822-1341へお送りください

医療機関名 _____ 担当者名 _____ ※必ずご記入ください。

住所 (〒 _____) _____

連絡先 TEL _____ FAX _____

注文数 (_____ 冊) × 価格 (1,200円(会員価格)) = 合計(_____)円

代金支払方法 座振替(会費と合算しての引落) ・ 代引き(別途手数料 330円 要)
※いずれかに○をつけてください。

< 参考 >

第1部 労災診療（労働者災害補償保険、公務員災害補償）

労働保険に加入している事業所で発生した業務上の傷病（業務災害）、又は通勤による災害（通勤災害）に対し、労働者災害補償保険法（労災保険）により、療養（補償）給付、休業（補償）給付、障害（補償）給付、遺族（補償）給付、葬祭料・葬祭給付、傷病（補償）年金、介護（補償）

給付が行われる。療養補償については、診察等に伴う患者負担がない。

労災保険の対象とならない国家公務員、地方公務員については、別に公務員災害補償法が定められている。

第1章 労働者災害補償保険

第1節 療養（補償）給付

1 担当する医療機関

労働局長の指定する労災指定医療機関によるのが原則だが、非指定医療機関でも労災保険の患者の診療を行うことができる。

※ 指定医療機関になるには、管轄する労働局（⇒P.73）に指定申請書を提出する。

2 医療機関での取り扱い

(1) 指定医療機関の場合

「療養の給付請求書」（様式第5号＝業務災害用・別紙1（⇒P.66））又は「療養の給付請求書・通勤災害用」（様式第16号の3＝通勤災害用・別紙2（⇒P.67））を傷病労働者より徴収する。

また、指定医療機関から別の指定医療機関に変更した場合は、「指定病院等（変更）届」（様式第6号＝業務災害用又は第16号の4＝通勤災害用）を傷病労働者より徴収する。

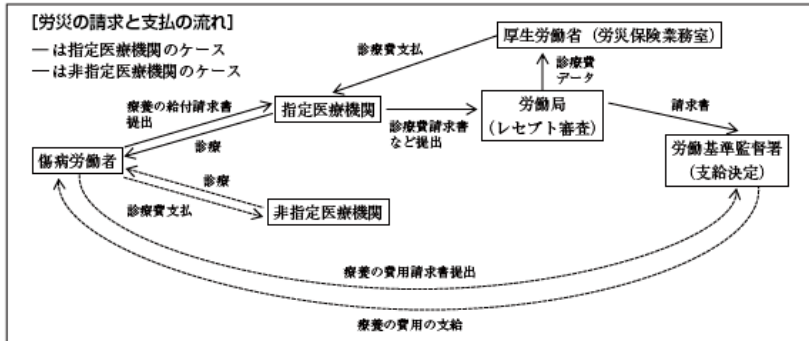
この際注意すべきことは業務上災害の確認であり、請求書の災害発生状況と患者の説明及び症状から、業務上か否かの判断を行い、不審又は疑義のある場合は、所轄の労働基準監督署に連絡する。

(2) 非指定医療機関の場合

下記の図に示したように療養補償給付たる療養の給付は、原則、指定医療機関で行われるべきであるが、必要があれば非指定医療機関で行うことができる。その場合は療養費払いのため、窓口で直接、患者から支払いを受ける。患者には、労災診療費算定基準の範囲で償還される。

医療機関は、患者が償還を受けるために持参する「療養の費用請求書」（様式第7号＝業務災害用・別紙6（⇒P.71））又は様式第16号の5＝通勤災害用・別紙7（⇒P.72）に証明する。

※ 「療養の費用請求書」の証明に係る文書料は、領収明細書の扱いのため無償となる。



労災における処置及び疾患別リハビリテーションの取扱い

		A	B	C
		<ul style="list-style-type: none"> ・介達牽引 ・矯正固定 ・変形機械矯正術 ・消炎鎮痛等処置（マッサージ等の手技による療法） ・消炎鎮痛等処置（器具等による療法） ・腰部又は胸部固定帯固定 ・低出力レーザー照射 	<ul style="list-style-type: none"> ・消炎鎮痛等処置（湿布処置） ・肛門処置 ※ 診療所外来のみ 	疾患別リハビリテーション
1	<ul style="list-style-type: none"> ・介達牽引 ・矯正固定 ・変形機械矯正術 ・消炎鎮痛等処置（マッサージ等の手技による療法） ・消炎鎮痛等処置（器具等による療法） ・腰部又は胸部固定帯固定 ・低出力レーザー照射 	1-A 3部位（局所）まで算定	1-B 「湿布処置」又は肛門処置の所定点数の他に、介達牽引、矯正固定、変形機械矯正術、「マッサージ等の手技による療法」、「器具等による療法」、腰部又は胸部固定帯固定、低出力レーザー照射のうち計2部位（局所）まで算定 *注1、2、3	1-C 疾患別リハビリテーションの所定点数の他に、介達牽引、矯正固定、変形機械矯正術、「マッサージ等の手技による療法」、「器具等による療法」、腰部又は胸部固定帯固定、低出力レーザー照射のいずれか1部位（局所）を算定 *注4
2	<ul style="list-style-type: none"> ・消炎鎮痛等処置（湿布処置） ・肛門処置 ※ 診療所外来のみ 		2-B 1日につき所定点数を算定〔倍率が異なる部位ごとに算定し合算〕	2-C 「湿布処置」1部位又は肛門処置と疾患別リハビリテーションの所定点数を算定
3	上記1及び2の処置を併施した場合			3-C 疾患別リハビリテーションの所定点数と「湿布処置」1部位又は肛門処置の他に、介達牽引、矯正固定、変形機械矯正術、「マッサージ等の手技による療法」、「器具等による療法」、腰部又は胸部固定帯固定、低出力レーザー照射のいずれか1部位（局所）を算定*注5

- *注1 上記1及び2については、それぞれ異なる部位（局所）に行った場合のみ算定できる。
- *注2 上記2をそれぞれ倍率が異なる部位ごとに実施する場合は、「湿布処置」及び「肛門処置」として、倍率が異なる部位ごとに合算したうえで算定できる。
- *注3 上記1のいずれかを複数部位（局所）に行っている場合は、上記2の所定点数を算定することなく、上記1のいずれか3部位（局所）までの点数を算定することとしても差し支えない。
- *注4 上記1のいずれかを複数部位（局所）に行っている場合は、疾患別リハビリテーションの所定点数を算定することなく、上記1のいずれか3部位（局所）までの点数を算定することとしても差し支えない。
- *注5 上記1及び2のいずれかを複数部位（局所）に行っている場合は、疾患別リハビリテーションの所定点数を算定することなく、上記2の所定点数の他に上記1のいずれか計2部位（局所）までの点数、若しくは、上記1のいずれか3部位（局所）までの点数を算定することとしても差し支えない。
- *注6 消炎鎮痛等処置のうち湿布処置のみ四肢加算の取扱いで手及び手指については2倍で算定できる。